

2023年12月19日

お客さま 各位

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の延長について

拝啓 平素より弊社都市ガスサービス「FNJ ガス」をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

弊社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「本事業」といいます。）」への参加により、2023年1月以降の使用分（2月検針分）のガス料金から、本事業により国が定める値引き単価（以下、「値引き単価」といいます。）にもとづいた値引きをしております。

この度、本事業における国の方針により、当初2023年12月使用分（1月検針分）のガス料金までとしていた値引き措置を、下記のとおり継続することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、本値引きについてはお客さまご自身でのお手続きや弊社へのお申込みは不要です。

※本事業の概要は[経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト](#)にてご確認ください。

敬具

記

（1）対象となるお客さま

- ・弊社とガス需給契約があるお客さま
- ・弊社の取次店を通して弊社よりガスの供給を行っているお客さま

（2）延長期間

2024年1月使用分（2024年2月検針分、3月請求分）のガス料金から
2024年5月使用分（2024年6月検針分、7月請求分）

（3）値引き単価について

期間	値引単価
2024年4月使用分（2024年5月検針分、6月請求分）まで	15円（税込）／1立方メートル
2024年5月使用分（2024年6月検針分、7月請求分）まで	7.5円（税込）／1立方メートル

（4）値引きの方法

（3）の値引き単価を反映した原料費調整単価により、料金を算定いたします。

※値引き単価反映後の原料費調整単価は原料費調整単価確定後に弊社マイページ等を通じてご案内いたします。

（5）お問い合わせ窓口

- ・「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に関するお問合せ先
経済産業省 電気・ガス価格激変緩和対策事務局 需要家向け窓口
0120-013-305（全日9：00～17：00）
- ・弊社サービスや請求金額に関するお問い合わせ先
ファミリーネット・ジャパン エネルギーサービスお客さまセンター
0120-554-841【9：00～17：00（年末年始を除く）】

以上